

岐阜県公報

第 三 百 六 十 五 号
令 和 五 年 一 月 二 十 日

(金 曜 日)

目 次

告 示

土壌汚染対策法に基づく変更の届出をしなければならない区域の指定の解除	(環 境 管 理 課)	一 九
保安林に指定する予定である旨の通知	(森 林 保 全 課)	一 九
保安林の指定施設要件を変更する予定である旨の通知	(同)	二 三
道路の区域変更	(道 路 維 持 課)	二 三
選挙管理委員会告示		
施設の長が不在者投票管理者となる施設の所在地の変更	(選 挙 管 理 委 員 会)	二 三
落札者等に関する公示	(情 報 シ ス テ ム 課)	二 四
指定管理者の変更の届出	(地 域 ス ポ ー ツ 課)	二 四

告 示

岐阜県告示第十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）の指定を次のとおり解除する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 指定を解除する形質変更時要届出区域
令和四年岐阜県告示第百十六号により指定した区域（加茂郡坂祝町酒倉字北高見一〇七九番一、字新木林一九五七番一及び字西稻場一七二九番二の各一部）のうち、加茂郡坂祝町酒倉字北高見二〇七九番一及び字新木林一九五七番一の各一部
- 二 指定に係る特定有害物質の種類
六価クロム化合物、鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 当該形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壌汚染の除去（基準不適合土壌の掘削による除去）

岐阜県告示第十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市荘川町牧戸字牧戸坂四六四、四六五の一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役

所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

高山市荘川町牧戸字牧戸坂四六一から四六三まで、四六五の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び高山市役

所に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保

安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

関市上之保字中会津九二二九、字洞九三三四から九三三六まで、九三〇三の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字中会津九二二九・字洞九三三四から九三三六まで・九三〇三の一（以上五筆

について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
本巢市根尾宇津志字大平二二〇の二三、二三七
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - 1 主伐は、択伐による。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び本巢市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
海津市南濃町上野河戸字官山一三三七の五、南濃町山崎字松尾一三七二の五、字裏山一三七二の八、字牛首一三七二の一〇、字戎山一三三七六
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - （一） 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - （二） 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び海津市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 保安林予定森林の所在場所
加茂郡白川町上佐見字樽ヶ洞五三三三、五三一四、五三三九、五三六一から五三六三まで、字高風五四五五、五四五六、五四六三、五四六四、字氏字五四七六、字方九郎五五三三の一、五五二四から五五二八まで、字氏字平五五九八から五六〇二まで、

字丸野五六〇三の一、五六〇三の七、五六一一、五六一七、五六三四、五六三五、五六六の二

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

加茂郡八百津町福地字乱橋五〇七の五

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は省略し、その関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び八百津町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県郡上土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員 （メートル）	延 長 （メートル）	備 考
一般 国道	百五十六号	郡上市白鳥町向小駄良字 上井ノ口一〇五六番一 地先から 同市同町白鳥字北条 川原一八一番一 地先まで	前	二・二 三・三	三九・五	
			後	三・二 三・三	三九・五	

岐阜県告示第二十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課

及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

国道一般		道の種類	
号四百十七		路線名	
同郡		区	
同郡		間	
後	前	別前後	区域変更
二・七 二七・五	二・五 二七・四	ル	敷地の幅員
		ル	延長
			備考

岐阜県告示第二十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
垂川井合線		路線名	
同郡		区	
同郡		間	
後	前	別前後	区域変更
二・〇 四・一	九・九 二〇・七	ル	敷地の幅員
		ル	延長
			備考

岐阜県告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和五年一月二十日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		道の種類	
白恵川線		路線名	
同郡		区	
同郡		間	
後	前	別前後	区域変更
二・三 三・六	二・三 一・三	ル	敷地の幅員
		ル	延長
			備考

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第一号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定により施設の長が不在者投票管理者となる施設について、次のとおり所在地の変更の報告があったので、その旨告示する。

令和五年一月二十日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 大 松 利 幸

所在地の変更

名 称	変 更 後	変 更 前
医療法人慶隆会 千手堂病院	岐阜市菅原町2 21	岐阜市千手堂中町1 25

公 示

株式会社千手堂病院

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第五十二号）第十一條の規定により、次のとおり株式会社千手堂病院について公示する。

令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県域統合型GIS利用及び全体地図登録業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第372号）第11条第1項第1号該当
令和（平成）7年政令第372号）第11条第1項第1号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和3年4月1日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 大垣市今宿六丁目52番地18
公益財団法人岐阜県建設研究センター
理事長 宗宮 裕雄
- 6 契約金額 31,332,400円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称 岐阜県清流の国推進部デジタル推進局情報システム課地域情報化係
 - (2) 所在地 岐阜市藪田南二丁目1番1号

指定管理者の変更の届出

岐阜県長良川スポーツプラザ条例（平成五年岐阜県条例第十五号）第十二条第五項の規定により、岐阜県長良川スポーツプラザの指定管理者である株式会社技研サービスから変更の届出があったので、同条例第十八条の規定により、次のとおり公示する。
令和五年一月二十日

岐阜県知事 古 田 肇

一 変更のあった事項

団体の主たる事務所の所在地

（変更前）岐阜市宇佐南三丁目六番二〇号

（変更後）岐阜市藪田南三丁目七番二〇号

二 変更年月日

令和四年十二月十二日